

鳥取縣公報

條例

第二章 普通稅

第一節 入場稅（第二十二條——第四十二條）

第二節 遊興飲食稅（第四十三條——第五十五條）

第三節 自動車稅（第五十六條——第六十四條）

第四節 鎭區稅（第六十五條——第七十條）

第五節 漁業權稅（第七十一條——第七十七條）

第六節 狩獵者稅（第七十八條——第八十四條）

第三章 昭和二十五年度において課する事業稅及び特別

鳥取縣稅條例

目次

第一章 總則

第一節 通則（第一條——第六條）

第二節 賦課徵收（第七條——第二十一條）

鳥取縣公報 每週火曜日發行（休日ニ當ル）

號和二十五年九月二日

外

（昭和四年四月十五日） 第三種郵便物認可

第一節 事業稅（第八十五條——第九十七條）

第二節 特別所得稅（第九十八條——第一百五條）

附則

所得稅

昭和二十五年九月二日 土曜日

00092

第一章 總 則

第一節 通 則

(課稅の根據)

第一條 縣稅の稅目、課稅客體、課稅標準、稅率その他賦課徵收については法令その他別に定めがあるもの以外、この條例の定めるところによる。

(用語並びに様式)

第二條 この條例において、左の各號に掲げる用語の意義は、當該各號に定めるところによる。

一 徵稅吏員 知事又はその委任を受けた縣吏員をい

う。

二 徵收金 縿稅並びにその督促手數料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納處分費をいう。

三 納付書 納稅者が徵收金を納付するために用いる文書で、縣が作成するものに納稅者の住所及び氏名又は名稱並びにその納付すべき徵收金額その他納付について必要な事項を記載したものとし、その様式は別記様式第一號の通りとする。

四 納入書 特別徵收義務者が徵收金を納入するため用いる文書で、縣が作成するものに特別徵收義務の住所及び氏名又は名稱並びにその納入すべき

五 徵稅令書 納稅者が納付すべき縣稅を告知するため用いる文書で、縣が作成するものに賦課の根據となつた法律及び條例の規定、納稅者の住所及び氏名又は名稱、課稅標準額、稅率、稅額、納期、各納期における納付額並びに納期限までに稅金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に違法又は錯誤があつた場合における救濟の方法等を記載したものとし、その様式は別記様式第三號の通りとする。

六 納額告知書 地方稅法(以下法といふ)及びこの條例の規定により科せられた過料その他收入金の額及びその納付期限等をその者に對し告知するため縣が作成する文書をいい、その様式は別記様式第四號の通りとする。

第三條 縿稅として課する稅目は、左に掲げるものとする。(縣稅として課る稅目)

一 入場稅

普通稅

00093

二 奨飲食稅

三 自動車稅

四 鑄區稅

五 漁業權稅

六 狩獵者稅

昭和二十五年度及び昭和二十六年度(法人に對する事業税)にあつては、昭和二十五年一月一日の屬する事業年度から昭和二十七年一月一日の屬する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)に限り、前項各號に掲げる稅目の外、普通稅として左の各號に掲げる稅目を課する。

一 事業稅

(徵稅吏員等の證票)

第四條 徵稅吏員は、縣稅の賦課徵收に關する調査のため實問し、又は検査を行う場合にあつては、當該徵稅吏員の身分を證明する別記様式第五號による證票を、

縣稅に關する犯則事件の調査を行う場合にあつては、その職務を指定された徵稅吏員であることを別記様式第六號による證票を、徵收金に關する財產差押を行う場合にあつては、その命令を受けた徵稅吏員であることを證明する別記様式第七號による證票をそれぞれ携

帶しなければならない。

(書類等の提出)

第五條 法又はこの條例によつて知事が提出すべき書類等は、別に知事が定める場合の外、課稅地を管轄する縣稅事務所長又は地方事務所長に提出しなければならない。

(條例施行の細目)

第六條 この條例の實施のための手續その他その施行について、必要な事項は知事が別に定める。

第二節 賦課徵收

(課稅地)

第七條 徵收金は、課稅地において賦課徵收する。

一 前項の課稅地は、左に掲げるものとする。

一 普通徵收に係る徵收金にあつては、賦課期日現在における課稅客體の所在地。

二 申告納付に係る徵收金にあつては、申告納付すべき縣稅に係る催物等の場所の所在地。

三 知事は、前項の規定による課稅地を不適當と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課稅地を指定するこ

(納付又は納入先)

とができる。

平分
00094

第八條 納稅者又は特別徵收義務者が徵收金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書、納入書、徵稅令書又は納額告知書によつて、縣金庫に拂込まなければならぬ。

2 前項の拂込は郵便振替貯金の方法により郵便局に拂込むことができる。

3 徵稅令書の納期限又は申告納付若しくは申告納入すべき納期限後においては徵稅吏員たる出納員は納稅者又は特別徵收義務者から徵收金又は納入金を收納することができる。

(二期徵收及び課稅も等に係る縣稅の取扱)

第九條 納期が年二回の縣稅の徵稅令書に記載すべき各納期の稅額は、當該稅額を五分した額とする。

2 課稅もれに係る縣稅又は詐偽その他不正の行爲に因り、免れた縣稅については、課稅すべき年度の稅率によつて、その全額を一時に賦課徵收する。但し、課稅もれに係る縣稅にして、その稅に屬する年度中になお定期の納期が残るときは、正當の年額を各期に分割することとして算定し、既に經過した納期分に相當する不足分のみ一時に賦課徵收する。

(還付又は充當加算金を加算しない場合)

第十條 納稅者又は特別徵收義務者が、法第十六條第一項各號の一に該當する場合においては、既に納付義務又は納入義務が確定した縣稅については、納期に至つて稅金又は納入金の徵收を完了することができないと認められるものに限り納期前であつても稅金又は納入金の全額の線上徵收をする。この場合においては、徵稅吏員は、別記様式第八號による納期限變更告知書を發しなければならない。

第十一條 納稅者又は特別徵收義務者の過納又は誤納に係る徵收金がある場合において、當該納稅者又は特別徵收義務者未納に係る徵收金があるときは、過納又は誤納に係る徵收金を未納に係る徵收金に充當する。

2 納稅者又は特別徵收義務者の過納又は誤納に係る徵收金を還付し、又は前項の規定によつて未納に係る徵收金に充當する場合においては、徵稅吏員は、當該納稅者又は特別徵收義務者に對し、別記様式第九號による過誤納金還付通知書又は別記様式第十號による過誤納金充當通知書を發行しなければならない。

3 紳稅者又は特別徵收義務者は、前項の過誤納金還付通知書を受理した場合又は既納の徵收金のうちに過納

00095

又は誤納に係るものがあることを發見した場合において、その過納又は誤納に係る徵收金の還付を受けようとするときは、別記様式第十一號による過誤納金還付請求書を知事に提出しなければならない。

(還付又は充當加算金を加算しない場合)

第十二條 紳稅者又は特別徵收義務者の過納又は誤納に係る徵收金を還付又は充當する場合において法第十八條の規定によつて當該徵收金の額に加算すべき金額は當該徵收金の過納又は誤納であることが納稅者又は特別徵收義務者の責に歸すべき事由に因るとき、又はその額が十圓未滿であるときはこれを加算しない。

(公示送達)

第十三條 法第二十條の規定による書類の公告は、送達すべき書類の名稱、納稅者又は特別徵收義務者の住所、氏名、稅目、稅額、納期限その他の必要な事項を當該、(納稅管理人の申告)

第十四條 紳稅義務者又は特別徵收義務者(遊興飲食税及び狩獵者税を除く)は、縣内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、課稅地を管轄する縣稅事務所等の管内において、獨立の生計を營むる場合においては、課稅地を管轄する縣稅事務所等の管内において、獨立の生計を營むる

者のうちから納稅管理人を定め、その必要を生じた日から十日以内に別記様式第十二號による申告書を知事に提出しなければならない。納稅管理人を變更した場合、その他申告をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(納稅管理人に係る不申告に關する過料)

第十五條 紳稅義務者又は特別徵收義務者が前條の規定によつて申告すべき納稅管理人について正當な事由がないで申告をしなかつた場合においてはその者に對し、三万圓以下の過料を科する。但し、鑛區稅についてはこの限りでない。

2 前項の過料の額は、その情狀に因り知事が定める。

3 第一項の過料を徵收する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限はその發付の日から十日以内とする。

一 災害があつた場合において特に必要があるとき。

二 本人又は本人と生計を一にする親族に係る醫療費

(納期限の延長)

第十六條 紳稅者(第二項の納稅者を除く)が右の各號の一に該當する場合においては、當該納稅者の申請によつて三月をこえない限度において縣稅の納期限の延長をすることができる。

一 本人又は本人と生計を一にする親族に係る醫療費

(第三種郵便物認可)

の異常の支出があつた事により、縣稅の納付が著しく困難であるとき。

三 前二項に掲げるものの外、特に延長の必要があるとき。

2 入場稅の特別徵收義務者又は申告納付すべき納稅者並びに遊興飲食稅の特別徵收義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要がある場合においては、當該特別徵收義務者又は納稅者の申請によつて三十日をこえない限度において、入場稅又は遊興飲食稅に係る納期限の延長をすることができる。

3 前二項の申請をする者は、納期限までに左に掲げる事項を記載した申請書に延期を必要とする事實を證明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名稱

二 納稅延期を求めるとする稅目、期(月)別及び稅額

三 申告納付、概算納付又は修正申告納付の區分

四 延長を必要とする事由

五 延納稅額の納付又は納入方法

六 その他参考となるべき事項

(納付後又は納入する稅金又は納入金に

(係る延滞金)

第十七條 納稅者又は特別徵收義務者は、納期限後にその稅金を納付し又はその納入金を納入する場合においては、當該稅額又は納入金にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に應じ、當該金額が百圓以上であるときは百圓(百圓未滿の端數があるときは、これを切捨てる)について一日四錢の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金を加算して納付書又は徵稅令書によつて納付し又は納入書によつて納入しなければならない。但し、延滞金額が十圓未滿である場合においては、この限りでない。

(督促)

第十八條 納稅者又は特別徵收義務者が納期限までに徵收金を完納しない場合においては、徵稅吏員は、納期限後二十日以内に別記様式第十三號による督促状を發しなければならない。但し、線上徵收をする場合においては、これを發しないものとする。

2 前項の督促状に指定すべき期限はその發付の日から十日以内とする。

(督促手數料)

第十九條 督促手數料は、督促狀一通について十圓とする。

00097

(滞納處分)

第二十條 督促を受けた者が督促狀の指定期限までに徵收金を完納しない場合又は線上徵收のための納期限更告知書を受けた者が、これに定められた納期限までに稅金又は納入金を完納しない場合においては、徵稅吏員は督促狀の指定期限後六十日目までに、又は納期限更告知書に定められた納期限後直ちに滯納處分に着手しなければならない。但し、特別の事情があるときはこの限りでない。

(異議申立の手續)

第二十一條 縣稅に關し法の規定による異議の申立をしようとする者は、違法又は錯誤があると認める要點及び理由、異議申立人の職業、住所及び年令を記載し、これに署名、捺印した申立書及び證據書類を知事に提出しなければならない。

第二章 普 通 稅

第一節 入 場 稅

(入場稅の納稅義務者等)

第二十二條 入場稅は、法第七十五條第二項から第四項までに規定する第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用に對し、入場料金又は利用料金を課稅標準として、その入場者又は利用者に課する。

(入場稅のみなす課稅等)

第二十三條 第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用について、入場料又は利用料の定めある場合において、その全部又は一部を支拂わないで入場し又は利用したときは、公務又は業務による場合その他特別の事情により知事が認めた場合を除く外、その入場料金又は利用料金の全額を支拂つたものとみなして、入場稅を課する。

2 第一種若しくは第二種の場所における催物(映畫、演劇、演藝、演奏、觀物、競馬、競輪、展覽會そのこれらに類するものをいへ、法第七十八條に規定する催しを含む。以下同様とする。)の主催者若しくはこれらの場所の經營者又は第三種の施設の經營者若しくはその施設を借受けた者その他何等の名義をもつてするを問わずこれらの者とみなすべき者(以下「主催者等」という。)が第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用について、入場料又は利用料の定めを設けず、且つ、入場料金又は利用料金を徵收しないで入場させ又は利用させた場合においては、主催者等を入場者又は利用者と、催物の經費、第三種の施設の借受料金その他これらの場所へ入場させ又はこれらの施設を利用させるために要した經費を入場料金

又は利用料金とみなして、入場税を課する。但し、一般不特定の者を入場させ又は利用させる場合その他これらに類する場合であつて知事の承認を受けたものについては、この限りでない。

3 前項但書の規定の適用を受けようとする主催者等は第一種若しくは第二種の場所における催物を主催し若しくはこれらの場所における經營を開始し、又は第三種の施設の經營を開始し若しくは第三種の施設を借り受けようとする日前五日までに、左に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 主催者等の住所及び氏名又は名稱
二 開催場所、經營場所、經營施設又は借り受けた施設の所在地並びにこれらの名稱
三 開催又は經營の目的
四 催物又は施設の種類
五 開催場所、經營場所、經營施設又は借り受けた施設の構造及び設備の概要
六 開催期間、經營期間又は施設の借り受け期間
七 催物の経費又は施設の借受料の見込額
八 入場者又は利用者の範囲及人員(見込)
九 前各號に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

提出書なければならぬ。

第一號に該當するもの

一 主催者等の住所及び氏名又は名稱

二 開催場所又は經營場所の所在地及びその名稱

三 催しの種類

四 開催期間又は經營期間

五 等級別の入場料

六 催しに參加又は關係する者の住所氏名

七 前各號に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

第二號に該當するもの

一 主催等の住所及び氏名又は名稱

二 開催場所又は經營場所の所在地及びその名稱

三 催しの種類及び内容の概説

四 開催期間は經營期間

五 等級別の入場料

六 入場者の範圍及び人員(見込)

七 前各號に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

00099

(提出書)

(入場税の徵收の方法)

第二十六條 入場税の徵收については特別徵收の方法による。但し、第二十三條第二項本文の規定に該當する場合その他特別の必要があつて、知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

(入場税の特別徵收義務者)

第二十七條 入場税の特別徵收義務者は入場料金又は利用料金を徵收すべき者とする。

2 前項の特別徵收義務者は、當該場所又は施設における入場又は利用に對する入場税を徵收しなければならない。

(入場税の申告納入)

第二十八條 入場税の特別徵收義務者は、第三十二條の規定によつて入場券若しくは利用券を交付し、又は第三十六條の規定によつて領收證を交付する際に入場税を徵收しなければならない。

2 入場税の特別徵收義務者は、毎月五日までに前月一日から同月末日までの期間において、徵收すべき入場税について別記様式第十四號による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。但し、その催物若しくは施設の利用を終了し、又は場所若しくは施設の經營を廢止した

3 第一項第一號に係る申請書には、その催しの收支計畫及び純益の使途の明細書を添付しなければならぬ。

00100

場合においては、その終了し、又は廃止した日から三日以内に終了し又は廃止した日までにおいて徴収すべき入場税についてこれを申告納入しなければならない。

3 第二十九條の規定によつて豫納した納入金額は、前項の規定によつて申告納入するときの納入金額に充當する。

4 知事は、第二項の期間及び申告納入すべき納期限について、必要であると認めた場合においては、同項の規定にかかわらず別にその期間及び納期限を指定することができる。

(臨時の催物に係る入場税の豫納金)

第二十九條 主催者等は、臨時に場所を設けて催物を行なう場合においては、第三十一條の規定によつて特別徵收義務者としての登録の申請をすると同時に、その徵收すべき入場税の全部又は一部を納付書によつて豫納しなければならない。但し、特別の事情がある場合にあつて、主催者等が豫納金に相當する擔保物件を提供し、又は課稅地を管轄する縣稅事務所等管内に居住する者の内から二人以上の保證人を立てて、知事の承認を受けたときはこの限りでない。

2 前項の規定によつて豫納させる入場税額は收容人員開催豫定期間等によつて知事、算定した額と

する。

(臨時の催物に係る入場税の納入金に關する特例)

第三十條 第一種の場所の所有者が、その場所における催物に係る入場税を徴収すべき義務を負わない場合において、當該場所における催物が臨時に行われ、且つその催物に係る入場税の特別徵收義務者が、その納入すべき納入金を納期限までに納入しなかつたときは、その所有者に對し、特別徵收義務者が納入すべき納入金に相當する金額の支拂を請求する。

2 前項の規定による請求は、別記様式第十五號による納入金納入請求書によつて、その發付の日から十日内において納期限を定めて、これを行う。

(入場税の特別徵收義務者としての登録)

第三十一條 第二十七條の規定によつて入場税の特別徵收義務者として指定されるべき者は、第一種若しくは第二種の場所における催物を主催し、これらの場所における經營を開始し、又は第三種の施設の經營を開始しようとするとき又は施設を借り受けようとする日前七日までに、法第八十九條の規定による當該場所又は施設ごとの特別徵收義務者としての登録を知事に申請しなければならない。登録をした事項に變更を生じた場合においては、その變更を生じた日から五日以内に

00101

その變更事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において、提出すべき申請書(以下本節中「登録申請書」という。)には左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徵收義務者(第一種の場所に係るものについては、當該場所の所有者及び特別徵收義務者)の住所及び氏名又は名稱

二 開催場所又は經營場所若しくは經營施設又は借り受けた施設の所在地及び名稱

三 催物又は施設の種類

四 種類及び等級別の入場料金又は利用料金

五 開催場所又は經營場所若しくは經營施設又は借り受けた施設の構造、入場定員その他設備の概要

六 開催期間、經營期間又は借受期間

七 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

3 法第八十九條第二項の規定によつて交付する證票のひな型は、別記様式第十六號による。

4 この條例施行の際、從前の規定により、入場税の特別徵收義務者として指定されているものは、この條例施行の日から十五日以内に第一項の規定による登録を申請しなければならない。

(入場券又は利用券の交付の義務等)

第三十二條 主催者等は、第二十三條第一項に規定する公務又は業務に因り入場する場合、同條第二項に規定する場合及び第三十六條に規定する場合を除く外、第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用に對し、その入場又は利用前に、入場券又は利用券を發行し、これを入場者又は利用者に交付しなければならない。

(縣は作成する用紙による入場券又は利用券等)

第三十三條 主催者等が前條の規定によつて發行すべき入場券又は利用券は第三十四條に規定する場合を除く外、法第八十四條第一項の規定によつて縣が作成する別記様式第十七號による用紙をもつて發行しなければならない。

2 主催者等が前項の入場券又は利用券の交付を受けようとするときは、別記様式第十八號による申請書を毎月二十五日(臨時に第一種若しくは第二種の場所における催物を主催し、又は第三種の施設の經營を開始し若しくは施設を借り受けようとするときは第三十一條の登録を申請するとき)までに知事に提出しなければならない。

(縣が作成する用紙によらない入場券又は利用券を使

第三十四條 主催者等は前賣券によつて入場させ又は利

用する場合(用券併せて返納しなければならない。)

(入場税に係る領收證交付の義務等)

第三十六條 第一種若しくは第二種の場所へ指揮者の引率によつて團体入場する場合は、第三十三條及び第三十四條の規定による入場券に代え、縣が發行する別記

様式第二十一號による領收證を用いることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、あらかじめ別記

様式第十九號による申請書を知事に提出しなければな

らない。

3 第一項の規定によつて、縣が作成する用紙によらな

いで、入場券又は利用券を發行する主催者等は、當該

入場券又は利用券にあらかじめその一枚ごとに別記様

式第二十號のひな型による検査済證印を受けなければな

ならない。

4 主催者等は、入場者又は利用者が第一種若しくは第

二種の場所へ入場し又は第三裡の施設を利用する際、

入場券又は利用券の呈示を求め、その一半を切り取つ

て他の一半を當該入場者又は利用者に返さなければな

らない。

(使用残の入場券又は利用券の返納)

第三十五條 主催者等は、第二十八條第二項但書の規定

による申告納入をするときは、使用残の入場券又は利

用に對する入場税の特別徵收義務者はその利用者に對し、入場税を受け取つた際に、縣が發行する別記様式第二十二號による領收證を交付しなければならない。

2まあじやん場、たまつき場その他これらに類する施設(舞踏場その他これらに類する施設を除く。)の利

用に對する入場税の特別徵收義務者はその利用者に對し、入場税を受け取つた際に、縣が發行する別記

第三十七條 法第八十四條第三項又は第三十四條第四項の規定によつて、主催者等から入場券又は利用券の一

半を返された入場者又は利用者は、その入場又は利用

中は、當該入場券又は利用券の一半を保持し、徵稅吏

員の検査があつた場合においては、これを呈示しなけ

ればならない。

(入場税の特別徵收義務者の帳簿記載及び保存の義務)

第三十八條 入場税の特別徵收義務者は、帳簿を備え毎

日左に掲げる事項を催物又は施設の種類別に帳簿に記

載しなければならない。

第三十九條 左の各號の一に該當する者は、一年以下の懲役又は十万圓以下の罰金に處する。

一 第三十四條第三項の規定に違反して入場券又は利

用券に検査済證印を受けないでこれを交付した者

又は他の一半を入場者若しくは利用者に返さなかつた者

二 前條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項につ

いて記載をせず、又は虚偽の記載をした者

四 第三十六條第四項の規定に違反して、切り取るべき入場券の一半若しくは利用券の一半を切り取るべ

き入場券の一半若しくは利用券に返さなかつた者

三 前條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項につ

いて記載をせず、又は虚偽の記載をした者

四 第三十六條の規定に違反して領收證を交付しなかつた者若しくは縣が作成した用紙によらない領收證

第五十条 第二十六條但書の規定によつて入場税を申告納付すべき納稅者は、開催期間、經營期間又は施設の借受期間中における課稅標準額及び入場税額について當該期間を経過した日から三日以内に別記様式第二十三號による申告書を知事に提出し、及びその申告した稅金を納付書によつて納付しなければならない。但し、知事において必要があると認めた場合においては、別に課稅標準額の算定期間及び納期を指定することができます。

(入場税に係る更正、決定等に關する通知及び納期限)

第四十一條 法第九十四條の規定による入場税に係る更正若しくは決定又は法第九十七條第四項の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額並びに法第九十八條第四項の規定による重加算金額の決定の通知は別記様式第二十四號の通知書によつてする。

2 知事は、前項の規定による通知を發する場合においては、その日から三十日を経過した日を納期限としなければならない。

(入場税に係る不足税額等の納付手續)

第四十二条 入場税の特別徵收義務者又は納稅者は、前條の通知書を受理した場合においては、不足税額、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

(遊興飲食税の納稅義務者等)

第四十三条 遊興飲食税は、料理店、貸席、カフェー、バー、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に對し、その料金を課税標準として、その遊興飲食及び宿泊をした者に課する。

(遊興飲食税のみなす課税)

第四十四条 前條の場所以外の場所において飲食する場合において、その飲食物が料理店、仕出屋、旅館等から供給を受けるものであるときは、その飲食は同條の場所における飲食とみなして、これに對し、遊興飲食税を課する。

(遊興飲食税の税率)

第四十五条 遊興飲食税の税率は左の各號に掲げる遊興飲食、宿泊に對し、それぞれ當該各號に定めるもの

一 藝者その他これに類する者の花代 百分の百
二 料理店、貸席、カフェー、バー、旅館その他客席で婦人が客を接待する場所における遊興又は飲食の料金(前號の花代及び第三號の宿泊の料金を除く)百分の四十

三 宿泊、仕出料理及び前號の飲食以外の飲食の料金(前號の花代及び第三號の宿泊の料金を除く)百分の二十

(遊興飲食税の徵收の方法)

第四十六条 遊興飲食税の徵收については、特別徵收の方法による。

第四十七条 遊興飲食税の特別徵收義務者は、第四十三條の場所の經營者又は藝者その他これに類する者(これららの紹介を業とする者があるときはその者、以下同じ)とする。

2 前項の特別徵收義務者は、當該場所における遊興、飲食及び宿泊に對する遊興飲食税を徵收しなければならない。

(遊興飲食税の申告納入)

第四十八条 遊興飲食税の特別徵收義務者は、毎月五日までに前月一日から同月末日までの期間において徵收

すべき遊興飲食税について別記様式第二十五號による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。但し、第四十三條

の場所の經營又は藝者その他これに類する者がその業を廢止した場合においては、その廢止した日から三日以内に、廢止した日までにおいて徵收すべき遊興飲食税についてこれを申告納入しなければならない。

2 知事は、前項の期間及び申告納入すべき納期限について必要があると認めた場合は、同項の規定にかかるわらず、別にその期間及び納期限を指定することができる。

(遊興飲食税の特別徵收義務者としての登録)

第四十九條 第四十七條の規定によつて遊興飲食税の特別徵收義務者として指定されるべき者は第四十三條の場所の經營又は藝者その他これに類する者がその業を開始しようとする日前七日までに法第二十條の規定による特別徵收義務者としての登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に變更を生じた場合においては、その日から五日以内にその變更事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書(以下本節中「登録申請書」という)に

は左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徵收義務者の住所及び氏名又は名稱

二 經營場所の種類、名稱及び所在地

三 従業者の種類及び人員

四 料金の種別及び金額

五 經營場所の構造その他設備の概要

六 開始年月日

七 前各號に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

3 法第二十條第二項の規定によつて交付する證票のひな型は別記様式第二十六號による。

4 この條例施行の際從前の規定によつて遊興飲食税の特別徵收義務者として指定されてゐる者はこの條例施行の日から十五日以内に第一項の規定による登録を知事に申請しなければならない。

(遊興飲食税の領收證交付の義務)

第五十條 遊興飲食税の特別徵收義務者は遊興飲食及び宿泊をする者から遊興飲食税を受け取つた際に縣が作成する用紙をもつて別記様式第二十七號による領收證を發行し、これをその者に交付しなければならない。但し、知事の承認を受けた場合においては、縣が作成する用紙によらないで領收證を發行し、又はその發行

2 前項但書の承認を受けようとする者は、別記様式第

二十八號による申請書を知事に提出しなければならぬ。

3 第一項但書前段の規定によつて縣が作成する用紙によらないで領收證を發行する者は當該領收證に一連の番號を附け、且つ、あらかじめ、その一枚ごとに別記

様式第二十九號のひな型による検査済證印を受けなければならぬ。

第五十一條 遊興飲食税の特別徵收義務者は、前條の規定による領收證の寫をその領收證を交付した日の屬する年から二年保存しなければならない。但し、知事の承認を受けた場合には、この限りでない。

(遊興飲食税の特別徵收義務者の帳簿記載及び保存の義務)

第五十二條 遊興飲食税の特別徵收義務者は、帳簿を備え毎日左に掲げる事項を一回又は一泊の遊興飲食又は宿泊ごとに帳簿に記載しなければならない。

- 一 遊興飲食又は宿泊の年月日
- 二 遊興飲食又は宿泊した者の住所氏名又は數
- 三 遊興飲食又は宿泊の料金(税率の適用区分によつて區分した金額)

(遊興飲食税に係る罰則を科する。)

(遊興飲食税に係る更正、決定等に關する通知及び納期限)

第五十四條 法第百二十四條第四項の規定による遊興飲食税に係る更正若しくは決定又は法第一百一十七條第四項の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額並びに法第二百一十八條第四項の規定による重加算金額の決定の通知は別記様式第二十四號の通知書によつてする。

2 知事は前項の規定による通知を發する場合においては、その日から三十日を経過した日を納期限としなければならない。

(遊興飲食税に係る不足税額等の納付手續)

第五十五條 遊興飲食税の特別徵收義務者は前條の通知書を受理した場合においては、不足税額、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

(自動車税の納稅義務者等)

第五十六條 自動車税は、自動車に對し、その所有者が所有者が法第四十六條の規定によつて自動車税を課することができないものである場合においては、その使

四 遊興、飲食又は宿泊の料金の領收年月日
五 經營者の販賣した飲食物の品名、數量、價格及び販賣年月日並びにその買受人の住所、氏名又は名稱又は名稱その他のこれに類する者の氏名、出先の場所及び花代の金額

六 藝者その他これに類する者の氏名、出先の場所及び花代の金額

七 遊興飲食税額

2 知事において必要があると認める場合においては、前項各號に掲げるものの外その買入れた飲食物の材料の品名、數量、價格、買入年月日賣渡人の住所及び氏名又は名稱その他の必要な事項を記載させることができる。

3 第一項の帳簿はその記載の屬する年の翌年から起算して五年保存しなければならない。

(遊興飲食税に係る帳簿記載等の義務違反等に關する罪)

第五十三條 前條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項について記載をせず又は虚偽の記載をした者は、一年以下の懲役又は十万圓以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰

一 普通自動車	自家用 年額	五千圓
二 特殊自動車	營業用 年額	一万圓
	トランク及びバス年額	一万圓
三 小型自動車		五千圓
四 輕自動車	自家用乗用車 年額	四千五百圓
	その他 年額	三千圓
五 輛車	自家用乗用車 年額	二千圓
	その他 年額	一千圓
六 自動車税	自家用乗用車 年額	五百圓

(自動車税の賦課期日)

第五十八條 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

(自動車税の納期)

第五十九條 自動車税の納期は、左の通りとする。

第一期 四月二十日から同月三十日まで

第二期 十月二十日から同月三十一日まで

2 賦課期日後に納稅義務が發生したものに係る納期は

、徵稅令書に定めるところによる。

(自動車税の賦課徵收に關する申告)

第六十條 自動車税の納稅義務者は、自動車税を課せられる事實が發生し、又は消滅した場合においては、そ

の發生し、又は消滅した日から七日以内に、左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

一 納稅義務者（所有者以外の使用者が納稅義務者である場合においては、當該使用者及び所有者）の住所及び氏名又は名稱

二 自動車の種類及び用途

三 定置場

四 車輛番號又はこれに類する番號

五 納稅義務の發生、消滅又は異動（十月日及びその

事由

(自動車税に係る不申告に關する過料)

第六十一條 自動車税の納稅義務者が前條の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、三万圓以下の過料を過する。

2 前項の過料の額は、情狀に因り、知事が定める。

3 第一項の過料を徵收する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限は、發付の日から十日以内とする。

(自動車税の課稅免除及び減免)

第六十二條 左の各號の一に該當する自動車に對しては自動車税を課さない。

一 商品であつて使用しない自動車

二 消防専用自動車及び救急専用自動車

2 知事は公益のため直接専用するものと認める自動車に對しては當該納稅者の申請によつて、自動車税を減免することができる。

3 前項の規定によつて、自動車税の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては、納期限前七日までに、その他のものにあつては事由の發生の都度、左に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出する。

3 第一項の過料を徵收する場合において發する納額告知書に指定する納期限は、その發付の日から十日以内とする。

(自動車税の納稅義務完了の證票)

第六十三條 自動車税の納稅者が、自動車税の納付を完了した場合には、別記様式第三十號のひな型による證票を當該納稅車に交付する。

第六十四條 前條第一項の證票の交付を受けた者が同條第三項の規定に違反した場合においては、その者に對し、三万圓以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀に因り、知事が定める。

3 第一項の過料を徵收する場合において發する納額告知書に指定する納期限は、その發付の日から十日以内とする。

00109

00108

しめればならない、

一 年度、期別及び稅額

二 第六十條第一號から第四號までに掲げる事項

三 減免を受けようとする事由

4 第二項の規定によつて自動車税の減免を受けた者は

、その事由が止んだ場合には、直ちにその旨を

知事に申告しなければならない。

(自動車税の納稅義務完了の證票)

第六十三條 自動車税の納稅者が、自動車税の納付を完了した場合には、別記様式第三十號のひな型による證票

による證票を當該納稅車に交付する。

2 法第百四十六條の規定によつて自動車税を課されない者及び前條の規定によつて自動車税を免除された者に對しては、別記様式第三十一號のひな型による證票

を交付する。

3 前二項の證票の交付を受けた者は、これを自動車の

前部の窓ガラス又は前部の窓ガラスのない場合には、

では、車体の前部の見やすい箇所に附けて置かなければならぬ。

4 前項の證票を附けて置かなければならない期間は、

その證票の交付を受けた日から、次の證票を交付を受ける日までとする。

第四節 鑄 区 稅

(鑄區稅の納稅義務者等)

第六十五條 鑄區稅は、鑄區又は砂鑄區に對し、その面積又は延長を課稅標準として、その鑄業權者又は砂鑄權者に課する。

第六十六條 鑄區稅の率は、左の各號に掲げる鐵區について、それぞれ當該各號に定める額とする。

一 試掘鑄區 面積千坪ごとに 年額 三十圓

二 採掘鑄區 面積千坪ごとに 年額 六十圓

三 砂 鑄 区

河床 延長一町ごとに 年額 三十圓

2 前項の場合において、千坪未満又は一町未満の端數
は千坪又は一町とみなす。

(鑛區稅の納期)

第六十七條 鑛區稅の賦課期日は、十一月一日とする。
(鑛區稅の納期)

第六十八條 鑛區稅の納期は、十一月二十日から同月三十日までとする。

2 賦課期日後に納稅義務が發生したものに係る納期は
、徵稅令書に定めるところによる。

(鑛區稅の賦課徵收に關する申告の義務)

第六十九條 鑛區稅の納稅義務者は、鑛區稅を課せられ
る事實が發生し、又は消滅した場合においては、その

發生し、又は消滅した日から七日以内に左に掲げる事
項を記載した申告書を知事に提出しなければならない
。その申告した事項に異動を生じた場合においても、
また、同様とする。

一 納稅義務者の住所及び氏名又は名稱

二 鑛區又は砂鑛區の所在地、種類、鑛種名、登錄番
號、存續期間並びに面積又は延長

三 縣内の主たる事務所又は事業所(主たる事務所又
は事業所を有しないときは、縣内)にて納稅の便

第五節 漁業權稅

(漁業權稅の納稅義務者等)

第七十一條 漁業權稅は、漁業權(共同漁業權及び入
權を除く)に對し、賃貸料を課稅標準として、その漁
業權者に課する。

2 前項の場合において賃貸料の定がないときは、類似
の漁場の品位及び狀況に比準して、知事が定める評定
賃貸料を課稅標準とする。

(漁業權稅の稅率)

第七十二條 漁業權稅の稅率は百分の十とする。
(漁業權稅の賦課期日)

宜を有する場所の所在地及び名稱
四 納稅義務の發生、消滅又は異動の年月日及び事由
(鑛區稅に係る不申告に關する過料)

第七十條 鑛區稅の納稅義務者が前條の規定によつて、
申告すべき事項について、正當な事由がなくて申告を
しなかつた場合においては、その者に對し、三万圓以
下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀に因り知事が定める。
3 第一項の過料を徵收する場合において發する納額告
知書に指定する納期限は、その發付の日から十日以内
とする。

00111

第七十七條 漁業權稅の賦課期日は四月一日とする。
(漁業權稅の納期)

第六十四條 漁業權稅の納期は、四月二十日から同月三十日までとする。

2 賦課期日後に納稅義務が發生したものに係る納期は
、徵稅令書に定めるところによる。

(漁業權稅の賦課徵收に關する申告の義務)

第七十五條 漁業權稅の納稅義務者は、漁業權稅を課せ
られる事實が發生した場合又は消滅した場合において
は、その發生し又は消滅した日から七日以内に掲
げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければな
らない。その申告をした事項に異動を生じた場合にお
いてもまた同様である。

一 紳稅義務者の住所及び氏名又は名稱
二 漁場の所在地
三 漁業及び漁業權の名稱並びにその種類
四 免許坪數
五 貨貸料又は貨貸料の定がない場合においては類似
の漁場における貨貸料
六 免許期間及び免許番號

七 縣内の主たる事務所又は事業所(主たる事務所又
は事業所を有しないときは、縣内において納稅の便

(漁業權稅に關する經過措置)

第七十七條 この條例施行の際、現に存する專用漁業權
で舊漁業法(明治四十三年法律第五十四號)に基くも
のは第七十一條第一項の規定の適用については、共同
漁業權とみなす。

第六節 狩獵者稅

(狩獵者稅の納稅義務者等)

第七十八條 狩獵者稅は狩獵の免許を受ける者に對し課
稅とみなす。

第六節 狩獵者稅

二 特別法人の行う事業及び個人の行う第二種事業
百分の一、六

三 第八十六條の電氣供給業、ガス供給業及び運送業
百分の一、六

但し、昭和二十五年八月三十一日までに法人の行う電氣供給業及びガス供給業は百分の一、四とする。

(事業税の免税点)

第九十條 個人の行う事業にして、その所得金額が二万五千圓に満たない場合においては、事業税を課さない。

(事業税の納期)

第九十一條 個人の行う事業に対する事業税の納期は、

左の通りとする。但し、昭和二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの又は昭和二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間ににおいて事業を廢止した場合における事業に対する事業税の納期は、徵稅令書に定めるところによる。

第一期 八月二十日から同月三十一日まで

第二期 十一月二十日から同月三十日まで

2 昭和二十五年度分に限り、前項の規定中「八月二十日から同月三十一日まで」とあるのは、それぞれ「十月二十日から同月三十日まで」とあるのは、それぞれ「十一月二十日から同月三十一日まで」及び「十二月二十日から同月三十日まで」である。

十一日まで」と読み替えるものとする。

3 法人の行う事業に対する事業税の納期は、徵稅令書に定めるところによる。

(事業税の賦課徵收に關する個人の申告義務)

第九十二條 事業税について納稅義務がある個人は、昭和二十五年度につては九月十日、昭和二十六年度につては一月三十一日までに(第八十五條第二項の場合においては事業廢止後一ヶ月以内に)事業に關する收支を計算した所得金額の明細書を添付し、事業の種類及び種目、前年中(第八十五條第二項の場合においては前年度一月一日から事業廢止の時までの間)以下同様とする。)に有していた事務所又は事業所の名稱及びその所在地並びに所得金額を知事に申告しなければならない。第九十條の規定に該當する者もまた同様とする。

2 第八十六條第一項の規定による個人の事業についての前項の規定の適用については、同項中「收支を計算した所得金額の明細書」とあるのは「收入金額の明細書」と「並びに所得金額」とあるのは「並びに收入金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(事業税の賦課徵收に關する法人の申告義務)

第九十三條 事業税の納稅義務がある法人は、左の各號

清算 00115

にける所得に關し、當該各號に定まる期間内に財産目錄、貸借對照表及び損益計算書又は精算若しくは合併に關する計算書を添付し、事業の種類及び種目、當該事業年度中(清算所得に關するものにあつては、合併又は解散の日)に有していた事務所又は事業所の名稱及びその所在地並びに所得金額を知事に申告しなければならない。

一 各事業年度の所得については、毎事業年度決算確定の日又は清算着手の日から三十日以内

二 解散した場合の清算所得については、残余財産が確定した時から、その分配までの間、但し残余財産を數回に分けて分配する場合においては、その分配すべき殘余確定の都度。

三 合併した場合の清算所得については、合併の日から三十日以内

2 前項第一号の場合において事業年度終了の日から二ヶ月以内に決算が確定しないときは、事業年度終了の日から二月以内に概算による當該事業年度の所得金額を

申告し、當該事業年度の決算の確定した日から二ヶ月以内に確定した決算に基く所得金額を申告するものとする。

3 前項に規定する期限が昭和二十五年一月一日から八

月三十一日までの間に係る場合においては、同項各號に掲げる期限は、昭和二十五年九月十日とする。

4 第八十六條第一項の規定による法人の事業についての第一項の規定の適用については、同項本文中「所得」とあるのは「收入金額又は清算所得」と「財產目錄、貸借對照表及び損益計算書」とあるのは、「收入金額の明細書」と「所得金額」とあるのは「收入金額又は清算所得金額」と、第二項中「所得金額」とあるのは「收入金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(二以上の都道府縣において事務所又は事業所を行つて事業を行う場合の届出)

第九十四條 二以上の都道府縣において事務所又は事業所を設けて事業を行つ者は、第九十二條第一項又は前述第一項の規定による申告をするとともに、左に掲げる事項を、法人にあつては當該事業年度中(清算所得に關するものにあつては合併又は解散の日)に個人にあつては前年中に有していた事務所又は事業所ごとに区分して知事に届け出なければならない。

一 物品販賣業 賣上金額及び經費(經費のうち仕入品、原料品の代價その他これに類するものを除く。以下同様とする。)

二 銀行業 収入金額(利益又は利息の配當及び有價

00117

00116

- 證券の利子收入については各期末現在の預金額か
割引手形及び貸付金の額を差引いたものにあん分し
たもの) 及び経費
- 三 無盡業 約付契約現在高及び経費
- 四 信託業 信託報酬及び経費
- 五 保険業 収入保険料及び経費
- 六 金銭貸付業 及び物品貸付業、収入金額
産の價格及び経費
- 七 製造業、電氣供給業、自動車道事業、運河業、さ
ん橋業、船舶ていけい場業及び貨物陸揚業、固定資
- 八 不動產賣買業 賣買益金及び経費
- 九 その他の事業 収入金額及び経費
- 一〇 敷種の事業を兼ねるものにあつては、事務所又は事
業所ごとの事業別に前各號に定める事項を記載しなけ
ればならぬ。
- 一一 収入金額又は経費等で各事務所又は事業所に共通す
るものは、これを除外して記載しなければならない。
- 一二 第一項各號の事業について、法令によつて、事業税
を課すことのできない部分に相當する金額は、これ
を區分して記載しなければならない。
- 一三 法人の精算所得に關するものについては、合併又は
解散の日における資產價格を記載しなければならな
い。
- 一四 所得金額の總額、その決定年月日及びその決定を
した都道府縣知事名
- 一五 第九十四條第一項各號に掲げる事項
(規定の準用)
- 一六 第九十七條 第九十二條から前條までの規定は、第八十
六條第一項の規定による事業税に準用する。
(事業税に係る不申告等に關する過料)
- 一七 第九十八條 事業税の納稅義務者が、第九十二條から第
九十四條まで及び第九十六條の規定によつて申告又は
届出すべき事項について正當な事由がなくて申告又は
届出をしなかつた場合においては、その者に對し、三
万圓以下の過料を科する。
- 一八 前項の過料の額は、その情狀により知事が定める。
- 一九 第一項の過料を徵收する場合において發する納額告
知書に指定すべき納期限は、發付の日から十日以内と
する。

第二節 特別所得稅

昭和二十五年九月二日

(第三種郵便物認可) 二七

- 一 前年中に有していた事務所又は事業所の名稱及
びその所在地
- 二 法人にあつては事業年度(清算所得に關するもの
にあつては合併又は解散の日)個人にあつては年別
區分
- 三 所得金額の總額、その決定年月日及びその決定を
した都道府縣知事名
- 四 第九十二條から前條までの規定は、第八十
六條第一項各號に掲げる事項
(規定の準用)
- 五 第九十九條 特別所得稅は、法第七百七十六條に規定す
る個人の行う第一種業務及び第二種業務に對し、昭和
二十五年度にあつては、昭和二十四年中、昭和二十六
年度にあつては昭和二十五年中における所得を課稅標
準としてその業務を行う者に課する。
- 六 前項の個人は、昭和二十五年一月一日から同年十二
月三十日までに又は昭和二十六年一月一日から同年
十二月三十日までに業務を廢止した場合においては
、當該個人に對し前項の所得を課稅標準とするもの
外、それぞれ同年一月一日から事業廢止の日までの所
得を課稅標準として特別所得稅を課する。
- 七 第一百條 特別所得稅の稅率は、第一種業務に對するも
のについては百分の六、四第二種業務に對するものに
ついては百分の八とする。
(特別所得稅の稅率)
- 八 第一百一條 所得金額が二万五千圓に満たない場合におい
ては、特別所得稅を課さない。
(特別所得稅の免稅點)
- 九 第一百二條 特別所得稅の納期は、左のとおりとする。但
し、昭和二十五年一月一日から同年十二月三十日ま

でに業務を廢止した場合における特別所得税の納期は、徴稅令書に定めるところによる。

第一期 八月二十日から同月三十日まで

第二期 十一月二十日から同月三十日まで

2 昭和二十五年度分に限り、前項の規定中「八月二十日から同月三十日まで」及び「十一月二十日から同月三十日まで」とあるのは、それぞれ「十月二十日から同月三十日まで」と読み替えるものとする。

(特別所得税の賦課徵收に關する申告義務)

第一百三條 特別所得税について納稅義務がある者は、昭和二十五年度にあつては九月十日、昭和二十六年度にあつては一月三十一日までに(第九十九條第二項の場合においては、業務廢止後一ヶ月以内に)業務に關する收支を計算した所得金額の明細書を添付し、業務の種類、前年中(第九十九條第二項の場合においては前年度一月一日から業務廢止の時までの間、以下同様とする。)に有していた業務所又は事務所の名稱及びその所在地並びに所得金額を知事に申告しなければならない。第一百一條の規定に該當する者もまた同様とする。

(二)以上の都道府縣において業務所又は事務所を設け

て行く業務に對する特別所得税に關する課標準(届出)

第一百六條 二以上の都道府縣において業務所又は事務所を設けて業務を行う者は、主たる業務所又は事務所所在地の都道府縣知事から所得金額の總額の決定通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に各都道府縣ごとの業務所又は事務所について、左の各號に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 業務の種類

二 前年中に有した業務所又は事務所の名稱及びその所在地

三 年別區分

四 所得金額の總額、その決定の年月日及びその決定をした都道府縣知事名

(特別所得税に係る不申告等に關する過料)

第一百七條 特別所得税の納稅義務者が百三條、第一百四條及び前條の規定によつて申告又は届出すべき事項に

て業務を行ふ場合の届出)

第一百四條 二以上の都道府縣において業務所又は事務所を設けて業務を行う者は、前條の申告をするとともに收入金額及び經費の總額を前年中に有した業務所又は事務所ごとに區分して知事に届け出なければならない。

2 數種の業務を兼ねるものにあつては、業務所又は事務所ごとの業種別に記載しなければならない。

3 収入金額又は經費等で各業務所又は事務所に共通するものは、これを除外して記載しなければならない。

4 第九十九條の業務について、法令の規定によつて、特別所得税を課することのできない部分に相當する金額は、これを區分して記載しなければならない。

(二)以上の都道府縣において業務所又は事務所を設けて業務に對する特別所得税に關し知事がする課稅標準額の通知)

第一百五條 二以上の都道府縣において業務所又は事務所を設けて業務を行う者に課する特別所得税について、知事が課稅標準となるべき所得金額の總額を決定した場合においては、直ちにこれを納稅義務者に通知しなければならない。

(二)以上の都道府縣において業務所又は事務所を設け

ついて、正當な事由がなくて申告又は届出をしなかつた場合においては、その者に對し、三万圓以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀により知事が定める。

3 第一項の過料を徵收する場合において發する納額書に指定すべき納期限は、發付の日から十日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この條例は、公布の日から施行し、この條例中に特別の定がある場合を除く外、入場稅及遊興飲食稅については、昭和二十五年九月一日から、その他の縣稅については、昭和二十五年度分からそれ適用する。

2 鳥取縣稅賦課徵收條例(昭和二十二年鳥取縣條例第二十號)鳥取縣民稅賦課徵收條例(昭和二十一年鳥取縣條例第十六號)鳥取縣入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅賦課徵收條例(昭和二十三年鳥取縣條例第四十

註意

(1) 延滞金

納期限後に縣税を納付される場合は、延滞金が百圓以上であるときはこれを切捨てる。について、一日四錢の割合をもつて税金の納期限の翌日から納付の日まで、日数により計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。

(2) 督促状

督促状を發せられたときは税金及び延滞金を共に督促手数料十圓を納付しなければなりません。督促状を發せられた者が督促状の指定期限までに税金を納付されない場合、延滞金及び督促手数料未満(百圓未満)については、端数は切り捨てる。一日四錢の割合でその指定期限の翌日から税金を納付する日の日数によって計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。

(様式第一號の裏面)
〔領收證の裏面に印刷〕

縣 稅		縣 稅		縣 稅	
月 分	納 入 書	月 分	領收證通知書(正本)	月 分	領收證通知書(副本)
口座 松江 公番 號(納人) 昭和 年度	加 入 鳥取縣 支金庫 住所 市 村 氏名	口座 松江 公番 號(納人) 昭和 年度	加 入 鳥取縣 支金庫 住所 市 村 氏名	口座 松江 公番 號(納人) 昭和 年度	加 入 鳥取縣 支金庫 住所 市 村 氏名
(次) 縣稅(項)獨立稅(目)		(次) 縣稅(項)獨立稅(目)		(次) 縣稅(項)獨立稅(目)	
稅 額	不申告 稅 額	稅 額	不申告 稅 額	稅 額	不申告 稅 額
督 促 手 數 料	重加算金	督 促 手 數 料	重加算金	督 促 手 數 料	重加算金
延 滞 金	延 滞 金	延 滞 金	延 滞 金	延 滞 金	延 滞 金
過 少 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金
計	計	計	計	計	計
納 期 限 和 年 月 日 限	納 期 限 和 年 月 日 限	納 期 限 和 年 月 日 限	納 期 限 和 年 月 日 限	納 期 限 和 年 月 日 限	納 期 限 和 年 月 日 限
納付すべき場所 鳥取縣 何 金庫		上記の通り領收證につき通 知致します		上記の通り領收證につき通 知致します	
日 計	受 附 金 庫 名 印	領 收 證 日 附 印	備 考	領 收 證 日 附 印	上記の通り領收致しました

備 考

税金庫に納付又は納入するとき(1)、領收證副本を除き三連式とする。

(様式第二號の裏面)

〔領收證の裏面に印刷〕

注 意

(1) 延滞金

納期限後に縣稅を納付される場合
稅額が百圓以上であるときは
百圓(百圓未満の端数があるとき
はこれを切捨てる)について
一日四箇の割合をもつて稅金の
納期限の翌日から納付の日まで
の日数により計算した金額に相
當する延滞金を加算して納付し
なければなりません。

(2) 催促手數料

催促状を發せられたときは稅金を納付さ
ない場合、延滞金及び催促手數
料の外に、稅額百圓(百圓未満
の端数は切り捨てる)について
一日四箇の割合でその指定期限
の翌日から稅金を納付する日ま
での日数によって計算した延滞
金を加算して納付しなけれ
ばなりません。

(3) 延滞加算金

督促狀を發せられた者が督促狀
及び延滞金と共に督促手數料十
圓を納付しなければなりません。

縣 稅			縣 稅			縣 稅			縣 稅		
徵 稅 合 舜			領收證通知書(正本)			領收證通知書(副本)			領 收 證 書		
口 座	松 公	加 僧 入 島 取 縣 支 金 庫	口 座	松 公	加 僧 入 島 取 縣 支 金 庫	口 座	松 公	加 僧 入 島 取 縣 支 金 庫	口 座	松 公	加 僧 入 島 取 縣 支 金 庫
番 號	江	(納人)	番 號	江	(納人)	番 號	江	(納人)	番 號	江	(納人)
第	號	都 郡 町 大 宅	第	號	都 郡 町 大 宅	第	號	都 郡 町 大 宅	第	號	都 郡 町 大 宅
昭 和 年 度	住 所	市 村 大 宅	昭 和 年 度	住 所	市 村 大 宅	昭 和 年 度	住 所	市 村 大 宅	昭 和 年 度	住 所	市 村 大 宅
(款) 縣 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(款) 縣 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(款) 縣 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(款) 縣 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(款) 縣 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(款) 縣 稅 (獨立稅)(目)	稅 期
(項) 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(項) 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(項) 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(項) 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(項) 稅 (獨立稅)(目)	稅 期	(項) 稅 (獨立稅)(目)	稅 期
說明の根據	課 稅	率	說明の根據	課 稅	率	說明の根據	課 稅	率	說明の根據	課 稅	率
稅 額	額	稅 額	稅 額	額	稅 額	稅 額	額	稅 額	額	稅 額	額
延滞金		延滞金		延滞金		延滞金		延滞金		延滞金	
督 促 料		督 促 料		督 促 料		督 促 料		督 促 料		督 促 料	
手 數 料		手 數 料		手 數 料		手 數 料		手 數 料		手 數 料	
延 算 金		延 算 金		延 算 金		延 算 金		延 算 金		延 算 金	
計		計		計		計		計		計	
納期限 昭和 年 月 日 まで上記 地方法務局別表によつて定めたから 納期に延後して下さい。又は最 終付場所よりの農取縣支庫又は金庫 等の農取縣支庫又は金庫			納期限 昭和 年 月 日 まで上記 地方法務局別表によつて定めたから 納期に延後して下さい。又は最 終付場所よりの農取縣支庫又は金庫 等の農取縣支庫又は金庫			納期限 昭和 年 月 日 まで上記 地方法務局別表によつて定めたから 納期に延後して下さい。又は最 最終付場所よりの農取縣支庫又は金庫 等の農取縣支庫又は金庫			納期限 昭和 年 月 日 まで上記 地方法務局別表によつて定めたから 納期に延後して下さい。又は最 最終付場所よりの農取縣支庫又は金庫 等の農取縣支庫又は金庫		
昭 和 年 月 日	印	受 車 名	昭 和 年 月 日	印	領 收 日 附 印	昭 和 年 月 日	印	領 收 日 附 印	昭 和 年 月 日	印	領 收 日 附 印
備 考	縣金庫に納付又は納入するときは、領收證通知書(副本)を除き三連式とする。										
備 考	上記の通り領收證につき通 知致します										
備 考	上記の通り領收證につき通 知致します										
備 考	上記の通り正に領收致しま した										

(同番號印)

00125

00125
00125

00126

卷之三

- (2) 連法又は錯誤に係る論議の數清
この賦稅の賦課について連法又は錯誤であると認める場合においてはこの徵稅令書を受けた日から(納期を分けた場合において第一項の徵稅令書を受けた日)三十日以内に當該事由を記載した書に徵稅令書の寫しと證據書類を添えて徵稅の方(事務所長)を経由して申請の申立をすることができます。

(3) 納期限までに納付しなかつた延滞金
この徵稅令書に定めた納期限までに賦稅を納付されない場合に賦稅の翌日から納付の日まで期日を離れてして計算した延滞金を同時に納付しなければなりません。

(4) 脅迫狀の指定期間までに納付しなかつた場合の延滞算金
この稅金が納期限までに納付せられないために脅迫狀を受けられた納稅者が脅迫狀の指定期間までに納付せられない場合においては脅迫狀の指定期間の翌日から納付の日までの賦稅額百圓につき一日四錢の割合で計算した延滞加算金を延滞金の外に徴收されます。

00126

00127

領收證書

領收證書 第 號 昭和 年度歲入 納
右領收致しました 島坂縣何金庫 金一
但

領收濟通知書

納額告知書

卷之三

第 號	昭和 年 度	一 般 會 計 歲 入	納
	項	目	節
一金 但 右昭和年月 日まで鳥取縣何金庫又は最寄の鳥取縣支金 庫へ納付せられたい 昭和年月 年 月 日			
收支命令者鳥取縣知事氏 名印			

第		五 號	
徵稅吏員		所屬	
鳥取縣事務吏員		號	
昭和年月		印	
鳥		證	
取		日交付	
縣		、	
		縱八欄	
		橫五欄	

右領收致しまし

鳥取縣何金庫印

鳥取縣公報

號

昭和二十五年九月一日

三十一

様式第九號
納期限變更告知書

摘要

00130

(1) ハガキを使用すること
(2) 加算金ない税目については同欄を省略することができる

整理番號			
昭和 年度	縣 稅	稅	期
延 滞 金	地方税法第3条の規定による額		
加算金	圓		
督 促 手 費 料	圓		

上記の金額は昭和 年 月 日限り鳥取縣金
庫に納付せられたい

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 氏名

10 圓

注 意

本狀の指定期間までに上記金額を完納されないと
きは延滞金百圓につき一日四圓の外に延滞加算金を本
狀の指定期限の翌日から税金の完納の日まで税金百
圓につき一日四圓の割で徴収し或は財産差押をしな
ければならないことがあります

本狀の到達前に既に納付済の場合は行き違いですから
御謹承下さい。

申告納入額	納 稅 申 告 書
右欄税管連人を承諾致しました	年 月 日
管理人 住 所	生 月 日
鳥取縣知事 氏名	電話番號
事務所又は名稱	本 稿
在地	

様式第十二號

定めましたから鳥取縣税管係第十五條の規定によつて申告致します

何處に係る税管課に關する一切の事項を處理させるため左記の者を納稅管連人に

申告納入額	納 稅 申 告 書
(3) + (5)	
納期限後に申告納付する場合の延滞金の計算	納期限の翌日 (4)から納付の日までの日数 納期限後に申告納入する入場税の延滞金 (3) × %10.000 × (4) =

様式第十三號

00131

昭和 年 月 分 入 場 税 納 入 申 告 書
(申告納入期限翌月一日)

鳥取縣知事 氏名	登録番號	式第十三號			
納入場所	金庫	特別徵收義務者			
催物又は設備	種類	住 所			
期間	昭和 年 月 日から 年 月 日まで	氏名又は名稱			
入場又は利用料金(税込)	一人一回の入場又は利用料金(税込)	入場又は利用人員	課税標準たる入場又は利用料金	稅率	稅額摘要
計	(A)				
(1) 算出申告納入額					
(2) 豫 納 稅 額					
(3) 差引申告納入額	(1)-(2)				
納期限後に申告納付する場合の延滞金の計算	納期限の翌日 (4)から納付の日までの日数				
	納期限後に申告納入する入場税の延滞金	(3) × %10.000 × (4) =			
申告納入額 (3) + (5)					

樣式第二十三號

昭和 年 月分 入場税納付申告書

申告納付期限 月 日

鳥取縣知事 氏名 殿	納付場所					
	主催者又は經營者の 住所氏名又は名稱					
	場所又は施設の所有 者の住所氏名					
催物又は設備	種類					
	期間					
	場所					
(イ) 催物の諸経 費	経費の種別	金額	(ハ) その他場所の 経費その入場 又は施設の利 用に要した經 費	種別	金額	
(ロ) 施設借受料	種別	金額				
算出課税標準額 (イ)+(ロ)+(ハ)の額		納期限後 に申告納 付する場 合延滞金 の計算	納期限	昭和年月日		
(イ) 税率			納付日	昭和年月日		
(イ) 算出税額 (二) × (イ)			(イ) 納期限の翌日から 納期日までの日数	日		
(イ) 豫納済税額 昭和年月日			(イ) 延滞金額			
(イ) 差引申告納税額 (ハ)-(イ)			(イ) × 1/16000 × (イ)=圓			
合計納付額 (イ)+(ロ)						

00136

様式第二十四號

稅更正(決定)通知書

第 號	(納 人)
昭和 年度	住 所 郡(市)
月 分 氏 名 町(村) 大字	
課 稅	
標 準	更正(決定)額
既申告(更正決定)額	
增 減 額	
同上 の 不 足 稅 額	
過 少 申 告 加 算 金 决定(更正)額	
不 申 告 加 算 金 决定(更正)額	
重 加 算 金 决定(更正)額	
縣稅條例第 條の規定によつて上記のとおり更正(決定)したから	
通知する 昭和 年 月 日	
鳥取縣知事 氏名	

この更正に基く不足稅額過少申告加算金等については昭和 年
月 日限り最寄の縣金庫へ納付して下さい
又この更正(決定)額に不服がある場合は、この通知を受けた日か
ら30日以内に異議の申立をすることができます

00137

様式第二十五號

昭和 年 月分遊興飲食稅納入申告書

申告納入期限 翌月 6日

島取縣知事 氏名 殿	登錄番號	屋 號		
納 入 場 所	金庫	住 所		
設 備 の 種 類	營 業 場 所	氏名又は名稱		
區 分	遊 興 飲 食	遊 興 飲 食	稅 率	徵 收 稅 額
(1) 藝者その他これに類する者	宿泊の人員	宿泊の料金	100 100	円
(2) 料理店貸席カブエー其他これらに類する場所			40 100	円
旅館における遊興飲食料				円
普通宿泊料				円
(3) 仕出 料 理			20 100	円
その他の飲食料				円
合 計			(4)	円
納期限後に申告	納 期 限	年 月 日	納期限の翌日から納付の日までの日數	(5) 日
納付さる場合の	納 付 日	年 月 日		
延滞金の計算	延 滞 金	$\times \frac{4}{10000} \times (5) = (6)$		
合 計 納 付 額 (4)+(6)				圓
備 考	料金領收證書發行枚數			
	領收書番號第	號から第	號まで	枚(割)
	領收書番號第	號から第	號まで	枚(割)

00138

第
一
號
送
真
飲
食
統
領
收
書
主
名

第 號	遊興飲食稅領收書
總計金	<input type="text"/>
單名	<input type="text"/>
國錢也	<input type="text"/>
賤	<input type="text"/>

樣式第二十七號

卷八

遊興飲食稅特別徵收義務

遊興飲食稅特別徵收義務者之證
號第

機式第十六號



第二十九號

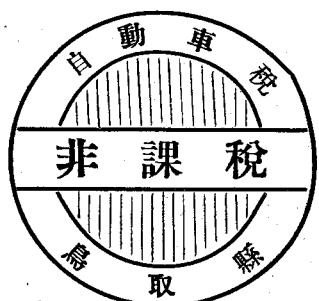
(1) 何々の欄には都市名を表
はす文字を入れる



模式第三十號

第一期……枠は青、文字は黒
(但し「證」は赤字)

第二期……枠は赤、文字は黒
(但、「證」は青字)



模式第三十一

遊興飲食税の領收證に關する特例承認申請	
經營場所の種類	經營場所の名稱及び所在地
特例通用期間	右縣稅條例第五十條第一項但書の特例の適用を受けたいので承認方を申請致します 昭和 年 月 日
特別徵收義務者 氏	理由 縣が作成する用紙によることがで きない(領收證を發行行 きない)
鳥取縣知事 氏 名 殿	

右縣稅條例第五十條第一項但書の特例の適用を受けたいので承認方を申請致します。

昭和年用

鳥取縣知事

名殿

卷之三

20

第三號

鳥取縣職員退職手當支給條例中改正の件

昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十六號鳥取縣職員退職手當支給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月三十日提出

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手當支給條例中改正條例

第七條第一項に「但し、國又は他の都道府縣の行つた定數若しくは組織の改廢又は豫算の減少等により廢職又は過員を生じたため退職した者が、引き續ぎ新に職員として採用された場合において、國又は他の都道府縣における勤續期間を通算するかどうかは、その都度、知事が定める。」を加える。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

00141

規則

鳥取縣規則第七十二號

鳥取縣稅條例（昭和二十五年九月鳥取縣條例第五十一號）に基き鳥取縣稅條例施行規則を次のように定める。

昭和二十五年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅條例施行規則

【用語】

第一條 この規則において、左の各號に掲げる

用語の意義は、當該各號に定めるところによる。

一 條例 昭和二十五年九月鳥取縣條例第五十一號鳥取縣稅條例をいう。

二 條例 第七十一條第二項の規定による自動

車稅の減免

三 條例第六十二條第一項第二號の規定によ

る入場稅の課稅免除の承認

一 地方稅法の規定により行われる異議の申

立に對する決定

二 條例第二十五條第一項第二號の規定によ

る入場稅の課稅免除の承認

三 條例第六十二條第一項の規定による自動

車稅の減免

權稅の課稅標準となる評定貢貸料の決定

【賦課徵收に關する帳簿】

第三條 事務所長は縣稅の賦課徵收につき必要な帳簿を備え、絶えずこれを整備しなければならない。

2 前項の帳簿及びその様式は左の通りとする

縣稅台帳

調定稟議簿

樣式第一號

縣稅徵收合計簿

樣式第二號

過誤納額整理簿

樣式第三號

樣式第四號

樣式第五號

【事業稅等調查簿の備付】

3 前項各號の帳簿は、便宜により數冊に分け又は數種を合冊し、或は必要に應じ補助簿を設けることができる。

第六條 事務所長は縣の作成した用紙による入

【特別徵收に關する諸用紙の受拂等に關する手續】

2 前項の引繼を受けた事務所長は、引繼をした事務所長に引受通知をしなければならない。

3 前項各號の帳簿は、便宜により數冊に分け又は數種を合冊し、或は必要に應じ補助簿を設けることができる。

【特別徵收に係る招待券等の承認に伴う手續】

場券又は利用券の受拂並びに縣が作成する用紙によらない入場券又は利用券の發行狀況を

【入場稅を課さない招待券等の承認に伴う手續】

明らかにするために別記様式第九號による入場稅證紙受拂簿別記様式第十號による入場稅證紙業者使用簿及び別記様式第十一號による入場券（利用券を含む）檢印押捺簿を備え出納又は檢印押捺の都度これを整理しなければならない。

2 事務所長は入場稅及び遊興飲食稅に係る領收證の交付狀況及び縣が作成する用紙によらない遊興飲食稅の領收證の承認狀況を

明らかにするために別記様式第十二號により入場稅（遊興飲食稅）領收證受拂簿及び別記様式第十三號による遊興飲食稅檢印押捺簿を備え、出納又は檢印押捺の都度これを整理しなければならない。

別記様式第十三號による遊興飲食稅檢印押捺簿を備え、出納又は檢印押捺の都度これを整理しなければならない。

【徵收金又は納入金を郵便振替貯金の方法で拂込む場合の手續】

第八條 條例第三十一條及び第四十九條の規定による登錄申請書を受理した事務所長は別記様式第十五號による入場稅特別徵收義務者登錄簿及び遊興飲食稅特別徵收義務者登錄簿を備え、これが登錄並びに證票の受拂を記載しなければならない。

第四條 事務所長は事業稅及び特別所得稅の課稅標準調査のため、別記様式第六號又は別記

様式第七號による調査簿を備えなければならない。

【課稅地移轉に伴う引繼】

第五條 事務所長はその區域内の縣稅にして、條例第七條の規定による課稅地が他の事務所長の管轄區域に轉じたときは、別記様式第八號による引繼者に縣稅台帳を添え、關係事務所長にこれを引繼がなければならぬ。

縣稅台帳

調定稟議簿

樣式第一號

縣稅徵收合計簿

樣式第二號

過誤納額整理簿

樣式第三號

樣式第四號

樣式第五號

【事業稅等調査簿の備付】

3 前項各號の帳簿は、便宜により數冊に分け又は數種を合冊し、或は必要に應じ補助簿を設けることができる。

第九條 條例第八條第二項の規定により徵收金

00144

又は納入金を郵便振替貯金の方法によつて拂
込む場合は、その拂込むべき縣稅事務所又は
地方事務所の所在地の縣金庫又は支金庫の口
座に拂込まなければならぬ。

【納期限延長に關する手續】

第十條 事務所長は條例第十六條の規定による
納期限延長の申請を受理したときは、すみや
かにこの認否を決定し、これを本人に通知し
なければならぬ。

【滯納整理票の調製】

第十一條 事務所長は條例第十八條の規定によ
り督促狀を發したときは別記様式第十六號に
より滯納整理票を調製しなければならない。
但し、條例第八條第三項の規定により徵稅
令書の納期限又は申告納付若しくは申告納入
すべき納期限後前項の督促狀發付までに關係
書を交付しなければならない。

第十二條 關係吏員は、徵收金又は納入金を領收したときも滯
納整理票を調製し、整理しなければならない
收したときは別記様式第十七號による領收證
書を交付しなければならない。

第十三條 事務所長は、關係吏員をして滯納整
理をさせようとするときは、その吏員に第十
一條の規定による滯納整理票を交付しなけれ
ばならない。

【滯納整理上の手續】

2 滯納整理をした關係吏員は、滯納整理票
にそのてん末を記入し別記様式第十八號に
よる復命書を添え主任出納員を經て事務所
長にこれを返還しなければならない。

【現金の領收並びに拂込手續】

第十四條 事務所長は、關係吏員に現金を領收
させようとするときは、主任出納員をして別

を縣金庫に拂込まなければならぬ。

【滯納處分のための書類の様式】

記様式第十九號による領收證書用紙及び徵收
現金引繼簿に綴り番號及び引渡枚數を記載し
領收證書用紙を交付せしめなければならぬ

第十五條 縣稅徵收のため滯納處分執行に關す
る書類の様式は左の各號に定めるところによ
る。

- 1 關係吏員が現金を領收したときは、領收
證書用紙及び徵收現金引繼簿に使用枚數及
び現金引繼額を記載し、別記様式第二十號
による延滞金（延滞加算金）計算書、前條
第二項の規定による滯納整理票及び復命書
を添え主任出納員に引繼がなければならな
い。
- 2 主任出納員は、前項の現金引繼を受けた
ときは、別記様式第二十一號による現金拂
込票議簿にこれを記載し、鳥取縣會計規則
第二十三條の規定による納付書により現金
- 3 主任出納員は、前項の現金引繼を受けた

- 1 一 差押調書 様式第二十二號
- 2 二 債權差押通知書 様式第二十三號
- 3 三 債權及び所有權以外の財產權差押
通知書 様式第二十四號
- 4 四 公賣公告 様式第二十五號
- 5 五 滯納處分結了後滯納者に交付する
計算書 様式第二十六號

【差押物件の取扱】

第十六條 財產の差押をした關係吏員は、その
差押をした動產及び有價證券を直ちに引揚げ
なければならない。但し、滯納者又は第三者

に、保管させることができる。

2 前項但書の規定による場合は、別記様式

第二十七號による封印を貼付し、又はその封印を貼付することのできない物件には、適當の方法で差押物件であることを明白に表示しなければならない。

【財產差押後納付又は納入があつたとき

の取扱】

第十七條 事務所長は、納稅者又は特別徵收義務者の財產を差押した後、その徵收金又は納入金を完納したときは、差押を解除しなければならない。この場合において、前條第二項の規定により、封印又は表示をしたものについては、これを除去し、差押えた物件はこれを還付し、差押通知書を發したものには解除を通知しなければならない。

【加入保證金又は契約保證金の決定】

第十八條 差押をした財產の入札又は競賣に對する加入保證金又は契約保證金は、買受希望人各自の公賣財產見積價格の百分の五以上の額とし、事務所長がその都度これを定める。但し、事務所長においてその必要を認めないとさは、これを徵しないことができる。

【徵收の引繼手續】

第十九條 事務所長は差押をなすべき財產が、他の事務所の管轄區域にあるときは、別記様式第二十八號により縣稅徵收引繼書をもつて關係事務所長にこれを引繼がなければならぬ。

い。

2 前項の引繼を受けた事務所長は、二十日以内に調定額及び滞納額の調定及び引受通知をなし、引繼をした事務所長は、引受通

知により調定額及び滞納額を減額しなければならない。

【徵收の囑託】

第二十條 事務所長は、滯納者の住所居所又は財產が縣外にあるためその徵收の囑託をしようとするときは、別記様式第二十九號によりその所在地の都道府縣知事又はその委任を受けた吏員に對してこれをしなければならない。

い。

收の囑託を受けたときは、別記様式第三十一號による徵收受託簿に記載し、これを整理しなければならない。

【所在不明者の調査】

第二十二條 事務所長は、所在不明となつた納稅義務者があるときは、別記様式第三十二號による所在不明者名簿を備え、これに記載しおき毎年二回以上調査しなければならない。

【過料を科したときの報告】

第二十三條 事務所長は、條例第十五條、第六條、第六十四條、第七十條、第七十六條、第九十八條及び第一百七條の規定により過料を科したときは、直ちにその事實を知事に報告しなければならない。

【徵收の受託】

第二十一條 事務所長は、他の都道府縣知事又はその委任を受けた吏員から稅金その他の徵收

(第三種郵便物認可) 五七

第二十四條 地方稅法第六十六條、第一百七條、

00147

00146

00148

第一百三十九條、第一百七十四條、第二百五條、第七百七十二條及び第八百三條の規定によつて、國稅犯則取締法の規定を準用する場合における犯則事件に關する書類の様式は左の各號に定めるところによる。

- 一 犯則事件調査てん末書 様式第三十三號
- 二 差押(領置)目錄 様式第三十四號
- 三 差押又は領置物件の封印紙
- 四 保管證
- 五 犯則事件引繼書 様式第三十五號
- 六 犯則事件報告書 様式第三十六號
- 七 通告書 様式第三十七號
- 八 通知書 様式第四十號
- 九 差押物件保管通知書 様式第四十一號
- 【犯則者通告處分台帳等の整備】

第二十六條 事務所長は、地方稅法第八十三條による犯則者通告處分台帳及び別記様式第四十三號による犯則者處分猶豫台帳を備え、これをその都度整理しなければならない。

【異議申立の進達】

第二十六條 事務所長は、地方稅法第八十三條第九十九條、第百三十一條、第百三十四條、第百五十四條、第百五十九條、第百六十四條、第百六十七條、第百七十三條、第百八十七條、第百九十七條、第二百二十七條、第二百三十條、第二百四十三條、第二百五十三條、第七百五十四條、第七百五十九條、第七百六十四條、第七百六十七條、第七百八十五條、第七百九十條、第七百九十五條及び第七百九十八條の規定による異議申立を受けたときは、直

00149

【施行期日】

1 この規則は、公布の日から施行し、入場稅及び遊興飲食稅については、昭和二十五年九月一日から、その他の縣稅については、昭和二十五年度分からそれぞれ適用する。

附 則

- 【規則の廢止】
- 2 鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則(昭和二十二年七月鳥取縣規則第十三號)は廢止する。

00150

様式第一號

縣 稅 台 帳

自動車税	納稅義務發生年月日	種別	用途	車輛番號	積載量又は定員	定置場	納稅義務消滅年月日	摘要	要
課稅地									
住氏 所名									

00151

鑑區稅	納稅義務登記番號	業權種類	鑑區の面積又は延長	存續期間	鑑區所在地	納稅義務消滅年月日	摘要	要
課稅地								
納住所 住氏 所名								
納住所 稅務管理人 理人名								

00153

00152

00154

樣式第一號

調定九元議

而心一念，則萬物之靈無往不復也。故曰：「萬物皆有裂隙，可以得光；衆同其用，可以成德。」

中日兩人民休止於此。」(註中日曾提出文部歸屬，而二國俱反對，故不取)

00155

20

樣式第二號

縣志稿合評

備考 1. 各税の節毎に口座を設け、登記し、月計累計を附するものとする

樣式第四號

縣稅徵收

備考 1. 自動車税については摘要欄に納税完納證票交付月日及び交付番号を記入のこと。

(入場、遊興稅徵收簿) 一

(入場稅、遊興飲食稅徵收簿) 二

(入場税臨時分)

所長	總務課長	主務課長	會計係	徵收係	課稅係					
徵收簿番號	債主住所	氏名								
科 目	年度	期(月)別	徵收總額	更正額	差引誤納額	過誤納額 發生の事由	充當			
							科目	納期 及び納期	金額	充當後 の未納額
								期		
								期		
								期		
								期		
過誤納額	加算日數	算出額	切捨額	還付加算額	還付					
自 至	月 月	日 日			現 金	昭和 年 月 日				
		日間			歲出金支拂 通知書	第 昭和 號 年 月 日				
					縣金庫支拂 通知書	第 昭和 號 年 月 日				
還付(充當)通知			年 月 日	請収書受理			年 月 日			

0015

調査年月日 昭和 年 月 日

調査年月日	昭和 年 月 日	決定年月日	昭和 年 月 日	所長	課長	係長	調査者
事業名	同族關係		非 同		所在地		
種							
同上内 譯	所得金額	非課稅所得金額	支店	所在地	名稱	所得金額	法人名 (電話番)
計算 差 所	引得金額	課稅額	張				
税額 の算	税率	稅	所				
昭和 昭和 昭和 昭和	月	月	日	日	日	日	設立登記 解散又は合併 事業年度決定 通知書

鳥取縣公報

號

外

昭和二十五年九月一日

(第三種郵便物認可)

法人事業税調査簿二

昭和二十五年九月二日

(第三種郵便物認可) 七〇

益金及益金加算				損金及損金加算			
摘要	要 要 要 要 要 要 要 要	金 金 金 金 金 金 金 金	額 額 額 額 額 額 額 額	摘要	要 要 要 要 要 要 要 要	金 金 金 金 金 金 金 金	額 額 額 額 額 額 額 額
法人計算所得金額		円		法人計算損金		円	
損金計上法人税		円				円	
施行令第六條該當のもの		円				円	
寄附金否認		円				円	
別紙調査の通り		円		別紙調査の通り		円	
計		円		計		円	
既往損金繰越控除				寄附金額			
前一年以内に開始事業年度	期首現在損金	当期控除額	差引期末現在額	區 分	金 銭	區 分	金 銭
昭和	円	円	円	所得金額	円	假想所得金額	円
全昭和	円	円	円	損金計上寄附金	円	(1)	円
自昭和	円	円	円	推定寄附金	円	同上の2.5%相当額	円
至昭和	円	円	円	(一)	円	(2)	円
自昭和	円	円	円	資本金	円	同上同數換算額	円
至昭和	円	円	円	同上2.5%相當額	円	12	円
自昭和	円	円	円	(N)	円		円
至昭和	円	円	円	(P) + (N)の金額	円		円
備考				限度	円		円
				(二)	損金認容限度		円
					(同上)の42%		円
				限度超過額(1)	円		円

二 法人營業稅調查簿

月別	拠出資金又は現金	資本金計算			積立金(1)増減		
		期首	現在積立金	當期減少	當期増加	利益処分する受入	差引翌期首在
月	貯蓄	再評価積立金					
月	法定準備金						
月	別途積立金						
月	退職給與引當金						
月	繰越損益金						
月	税金引當金						
月	納稅引當金						
月	控除法人税(赤)						
月	差額不足(赤)						
計							
平均							
再差引領							

三

00162

法人事業稅調查簿 四

固定資產減價償却是否認調書

資産区分		種類		額	
細		目			
備	備	借	貸	造	
考	考	貸借對照表上の期末現在財産額	當期損益計算に計上せる額	當期償却額	
		當期	當期	當期	
高又は原	高又は原	(既往否認額(黒)是認不足額(赤))			
價	價	差引額又は原價			
是認範囲	是認範囲	耐用年数	償却歩合		
是認範囲	是認範囲	當期	當期	當期	
既往是認不足額	既往是認不足額	是認不足額	是認不足額	是認不足額	
		計	計	計	
會社計算上の償却額	會社計算上の償却額				
		當期	當期	當期	
是認額	是認額	分	分	分	
		既往否認額中當期認容額			
引	引	計	計	計	
差	差	分	分	分	
異	異	計	計	計	
是認額	是認額	不足額	不足額	不足額	
是認額	是認額	不	不	不	
		足	足	足	
		額	額	額	

樣式第七號

事業税特別所得税調査簿（個人）

事業所特別所得税調査簿(個人)										番號
區	分	昭和	年分	昭和	年分	隨時	分	業 名		
前年分決定所得金額		内		内		内		業 名		
申告所得金額								業 名		
調査所得金額								業 名		
決定所得金額(A)								業 名		
年 稅額(A×100)								業 名		
納期区分								業 名		
第一期 分								業 名		
第二期 分								業 名		
隨時 分								業 名		
分割關係										
支店・出張所名	同上所在地	昭和	年分	昭和	年分	隨時	分	業 名		
開業年月日		内		内		内		業 名		
廃業年月日								業 名		
分割通知日								業 名		
昭和年分		昭和年分		昭和年分		昭和年分		業 名		
昭和年分		昭和年分		昭和年分		昭和年分		業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分								業 名		
昭和年分										

00164

樣式第八號 縣稅引繼書

	稅
	目
	課稅標準
生年月日	納稅義務發
住	納稅義務者
所	氏名
	備考

右縣稅台帳を添え引繼します

昭和年用日

縣稅（地方）事務所長 氏名 印

縣稅（地方）事務所長

樣式第十號 入場稅證紙業者使用狀況簿

入場稅證紙受拂簿

樣式第九號

00165

00166

樣式第十一號

入場税検印押込。蒲

大德(遊興飲食) 樂領收譜受拂

0167

樣式第十二號

遜與賀機印押

所長	課長	係長	主査	印押	年月日	登記番號	承認年月日	氏名	印	摘要	要
								住 所			

樣式第十四號

招 待 券 承 諾 漢

00168

樣式第十五號

遊興飲食稅特別徵收義務者登錄簿

備考 督促の経過を記入のこと

所長		課長		主任	
督促状番號	第 號	期(月)		稅課稅地	
昭和 年度					
滯 納	金				
滯 納	金				
督 促 手 數 料					
滯 延 加 算 金					
不 過 申 用 告 加 算 金					
重 加 の 金					
滯 納 處 分 費					
合 計					
處 分 て ん 未					
加 延 算 期	延 帶 金	指定期限			
納 期 限 定	金	限 定			
所 住	至 月 日	自 月 日	昭 和 年 月	日	日
氏 名	日	日	日	日	日
滯 納 整 理 票	日	日	日	日	日
備 考	督 促 の 経 過 を 記 入 の こ と				

00170

0017

樣式第十七號		現 金 領 收 證		
第 號	課 稅 地		納 人	
計 金				
稅 目		稅	稅	稅
	期(月)分	期(月)分	期(月)分	期(月)分
稅 額				
延 滯 金				
督 促 手 數 料				
延滯加算金				
過 少 申 告 加 算 金				
不 申 告 算 金				
重 加 算 金				
計				
右 金 額 領 收 し ま し た				
昭 和 年 月 日				
何 縣 稅 (地 方) 事 務 所				
縣 出 納 員 事 務 吏 員 氏 名 (印)				

滯納枚數	稅目	概況		出張先		所長	
		現金領收額	物件差押額	間期	自昭和年月日	主任出納員	課長
枚	金額	人員	金額	至昭和年月日	日閏	復命者職氏名印	
滯未納枚數	金額	人員	金額	同上	現金領收額		
着着手	金額	人員	金額	金額	整理票枚數		
枚	金額	人員	金額	圓	枚		
	金額	人員	金額	錢			

税目は節に止めるこ
欲損見込額及び囑託を要する見込額の状況その他未着手滞納額の理由處分執行状況等
を記載すること
歳入歳出外現金があるときは別記すること

00172

樣式第十九號

領收證書用紙及び徵收現金引繼簿

			所
		出納	主任課
	長員	長	主
		查	
	第號	綴番號	領收證書用紙
	至自枚	枚數	使用枚數
	至自枚	返付枚數	現繼引
	至自枚	年月	引繼
			職名
			氏名

卷之二

- 一、借入料金は第一回借入料金の現金領收額と同一額で記載する。
 - 二、引継現金は同書「現金領收金額」と符號すること。
 - 三、出張前引受高の欄は出張前記載すること。

樣式第二十號

第二十一號樣式

現金拂込稟議簿

				所長
				出主 納員任
				課長
				主査
				引出張員より 年月日
				拂込金庫急 年月日
				金額
				備考

校式第二十二號

卷之三

滯 納 者		差 押 財 產 の 示		表		滯 納 額	
年 度	期(月)別 納 期 限	稅 目	說 額	氏 名	住 所		
			延 滞 金				
		手 藝 料	督 促				
		加 算 稅	滯 金				
		加 算 金	過 少 申 告				
		加 算 金	不 申 告				
		重 加 算 金	滯 金				
		處 分 費	納 金				
		指 定 期 限	狀				
		備	考				
上 る 金 額	第 地 方 稅 法 に 依 る	地 方 稅 法 に 依 る 金 額					

右金額を徵収するため昭和 年 月 日本人（又は本人不在につき何某）立會の上前記の財産を差押えたるにより何處においてこの調書を作る

昭和
年月
日

縣
立
郡
職
(市)
(町)
(村)
事務所
會人
大字
氏
番地
名
印

注意 一、地方税法の改正により財産差押後においても税金完納の日まで一日につき税金百圓につき四錢宛延滞金及び延滞加算金を徴収されます。

備考
一、滞納者又はその他の立會人をして差押財産の保管をさせるとき又は立會人に本書の原本を交付したときは、保管又は受領の旨を本書の末尾に記載せ署名なつ印を徵して保管證又は受領證に代えることができる。

00176

樣式第二十三號

債權差押通知書

右債権者の滞納金額を徵収するため前記の債権を差押えたから昭和一年月日までに本職に送付願ひます。この通知を受けた後債権者に對して支拂つてもその支拂は無効です。

昭和年月日

縣稅(地方)事務所長

氏

名

10

樣式第一十四號

卷之三

名稱、數量

何々權差押通知書

00177

右貴殿の縣稅滯納金を徵收するため前記の財產を差押えたるにより通知する

昭和
年
月
日

(權利者) 住所

縣稅(地方)事務所長 氏

樣式第二十五號

公賣公告

右 公 告 す る
縣税滞納につき差押えた物件を左記の通り入札（競賣）するから買受希望の者は現品（實地）並に
入札心得書熟覽の上入札書を差出されたい

昭和年月日

縣稅（地方）事務所

- 一、開札の日時場所
 - 一、保證金の割合
 - 一、代金納付の期限
 - 一、公賣財産の名稱及び數量
 - 一、公賣財產の所在
 - 一、滯納者住所氏名

樣式第二十六號

179

收		支	
種 目	金 額	種 目	金 額
入	出	入	出
計	額	計	額
計	額	計	額

右の通りです

昭和
年
月
日

縣稅(地方)事務所長 氏名印

滯納者氏名宛

00180

樣式第二十七號

縣稅滯納處分による差押物件封緘

滯納處分執行印の

縣稅(地方)事務所

注 意(この封印を損壊したときは二年以下の懲役又は一万元)

用紙寸法
橫縱三十釐

右引繼します

昭和
年
月

四

縣稅（地方）事務所長殿

鳥取縣公報

四

外

昭和二十五年九月二日

縣稅（地方）事務所長

樣式第三十一號

縣稅徵收受託簿

00184

長	所
長	課
長	係
查	主
期(月)別	年 度
稅 目	稅 額
額 金 基 本 額	過 少 申 告 額
額 金 基 本 額	區 分
條 該 項 當	申 告 額
條 該 項 當	加 算 金
條 該 項 當	間 期
限 指 定 促 期 狀	期 所 定 納
地稅課	
月つ明所 日たと不 年な不	
ん日査所 末及年在 て月調	
住 所 氏 名	納 稅 者

樣式第三十二號

所在不明者名簿

額 金 基 本 額	重 加 算	不 過 少 申 告 額	申 告 額
額 金 基 本 額	重 加 算	申 告 額	申 告 額
條 該 項 當	重 加 算	申 告 額	申 告 額
條 該 項 當	重 加 算	申 告 額	申 告 額
條 該 項 當	重 加 算	申 告 額	申 告 額

00185

長	所
長	課
長	係
查	主
日月年託受	年 度
廳託囑	年 度
期(月)別	稅 額
目	稅 額
分 區	稅 額
額 本 基	稅 額
項 條 當 該	稅 額
三 第 條 法	稅 額
額 減 る よ に 項	稅 額
額 金	稅 額
狀 促 督 限 期 定 指	稅 額
限 期 納 定 所	稅 額
金 滯 延	稅 額
金 算 加 滯 延	稅 額
科 數 手 促 督	稅 額
者 稅 納	稅 額
名 氏 所 住	稅 額
の 理 處	稅 額
の 末	稅 額